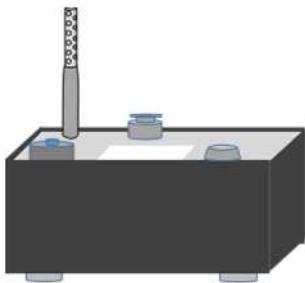


事業登録申請のてびき (建築物空気環境測定業)



東京都健康安全研究センター
広域監視部建築物監視指導課
建築物衛生担当

〒169-0073 東京都新宿区百人町三丁目24番1号
電話 03(5937)1058
FAX 03(5937)1099

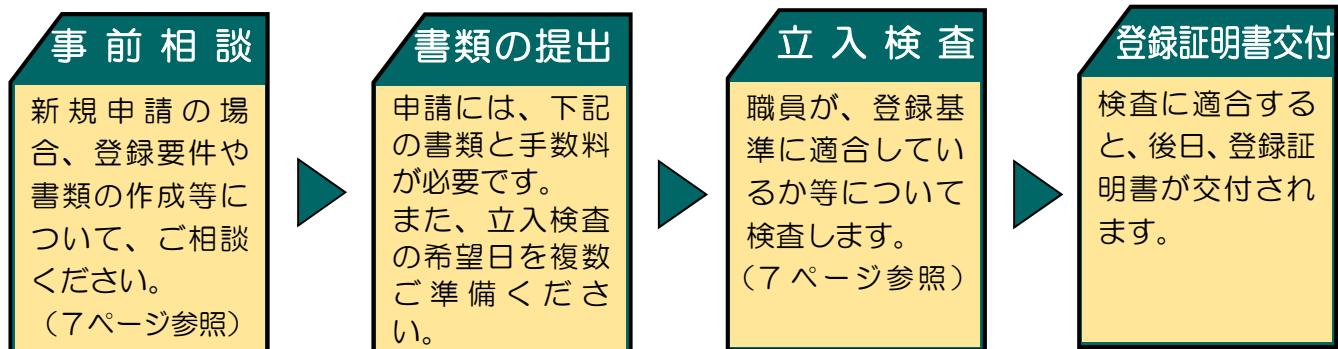
建築物事業登録制度について

建築物事業登録制度とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定され、ビルメンテナンスに関する業務（全8業種）を行う者（営業所※）が一定の要件を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができる制度です。

本制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、その業務に一定の制限を加えるものではありませんので、事業登録を受けなくても営業することは可能です。

※：営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

事業登録の手続き



申請時に必要な書類

- 建築物空気環境測定業登録申請書 一式
 - ❖ 第2号様式、第2号-2~4様式
〔健康安全研究センターのホームページに掲載しておりますので、御参照ください。
https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/shinsei/kuukan〕
 - ❖ 空気環境測定作業及び空気環境測定用機械器具等の維持管理の方法を記載した書面（3ページ「3 その他の要件」をご参照ください。）
- 空気環境測定実施者の資格を証する書類（原本提示）
(資格については、2ページ「2 人的要件」を御参照ください。)
- 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ。原本提出。発行3ヶ月以内のもの。）
- 申請手数料 40,000円（現金）

建築物空気環境測定業登録基準

事業登録を受けるには、以下の物的要件、人的要件、その他の要件について、すべて満たしている必要があります。

1 物的要件

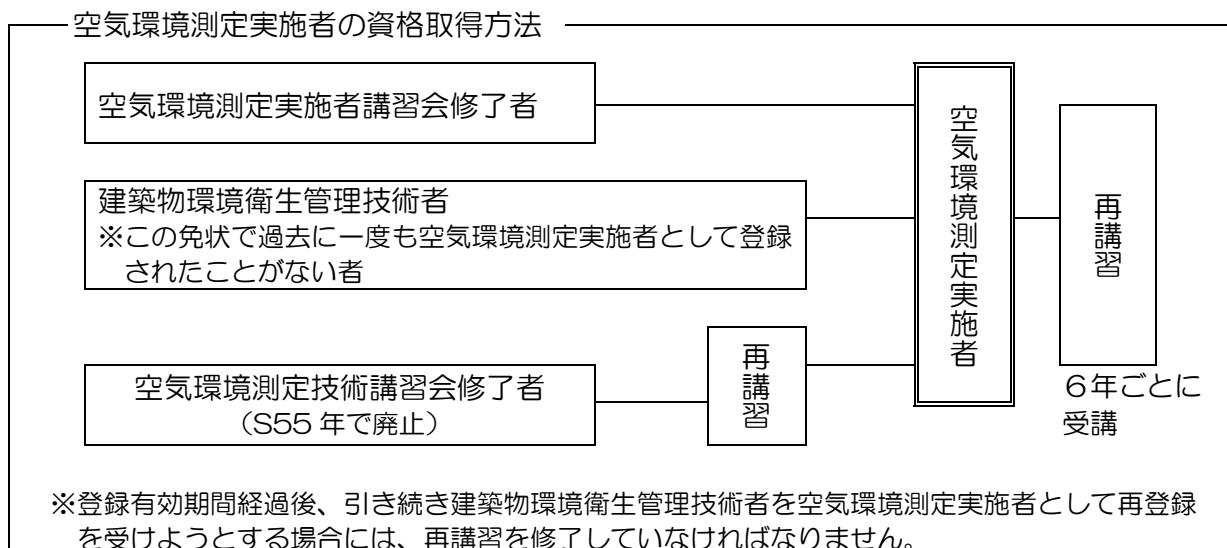
次の機械器具等を所有していること。（下図参照）

機 械 器 具			
(1) 浮遊粉じん量測定器	グラスファイバーろ紙（0.3 マイクロメートルのステアリン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね 10 マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器、又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として 1 年以内ごとに 1 回、較正された機器		
(2) 一酸化炭素検定器	検知管方式	それぞれ 1 つ以上	
(3) 二酸化炭素検定器	検知管方式	所有していること	
(4) 温度計	0.5 度目盛		または、これと同程度以上の性能を有する機器
(5) 乾湿球湿度計	0.5 度目盛		
(6) 風速計	0.2 メートル毎秒以上の気流を測定することができる測定器		
(7) 測定に必要な器具	測定器固定用台車等		

（注）物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借り入れは認められません。
同一の機械器具で、2か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

2 人的要件

（1）「空気環境測定実施者」がいること。（下図参照）



(注) 監督者等の有資格者は、兼任できません。また、他の登録営業所や登録業種（清掃業、飲料水貯水槽清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業など）の有資格者としての登録もできません（兼任できません）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任も認められていません。

3 その他の要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に示す項目にすべて合致していること。（以下の作成例参照）

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】

（空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面）

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第117号の内容（◎で表記）を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を（ポイント）に示しておりますので、参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	測定実施者	使用する機械器具

（ポイント）

登録されている測定実施者を含めてください。1班体制でも構いません。

（例1）

作業班名	測定実施者	使用する機械器具
1班	建築 太郎	浮遊粉じん量測定器 湿湿度計 風速計 等
2班	建物 花子	一酸化炭素検定器 二酸化炭素検定器 等

（例2）

作業班名	測定実施者	使用する機械器具
山田班	山田 琵留男	浮遊粉じん量測定器 湿湿度計 等
鈴木班	鈴木 美留子	浮遊粉じん量測定器 湿湿度計 等
高橋班	高橋 尾瑠人	浮遊粉じん量測定器 湿湿度計 等

II 作業手順

1 空気環境の測定方法

◎（告示第117号 第二の一）

空気環境の測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年1月21日厚生省令第2号）第三条の二第一号※に定める方法に準じて行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上75センチメートル以上150センチメートル以下の位置において、次の表の各号の左欄に掲げる事項について当該各号の右欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの右欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行う。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	0.5度目盛の温度計
五 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

ポイント

上のように建築物衛生法施行規則第三条の二第一号と表も記述してください。

2 測定器の点検・較正等の方法、これらの記録の保存方法

◎（告示第117号 第二の三）

空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

具体的な点検方法

ポイント

粉じん計の較正を含めた、機械器具の点検頻度も記述してください。

3 測定結果報告作成の手順、測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

◎（告示第117号 第二の二）

空気環境の測定の結果を5年間保存する。

具体的な作成手順

保存責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

測定後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

空気環境測定結果の保存責任者は測定実施者でなくても構いません。

(例) 測定終了後、整理された測定データから、管理基準値との比較した評価や発見した問題点を指摘し、これを概評や特記事項とした「空気環境測定結果報告書」を作成し、発注者に提出する。報告書には、環境衛生管理基準、測定値、測定機器名、測定者等を明記する。この際、控えを作成し、5年間保存する。

III 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎ (告示第 117 号 第二の四)

空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第二の一及び三に掲げる要件を満たしていることを常時把握し、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施する。

(業務を委託しない場合)

(例) 自社にて実施するので委託はなし。

(業務を委託する場合)

(例) 基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

1 委託を受ける者の氏名等

- (1) 委託を受ける者の氏名 (法人にあっては名称) : ○○株式会社
- (2) 委託をする業務の範囲 : 空気環境測定作業全般、等
- (3) 業務を委託する期間 : 1 年間、繁忙期のみスポット契約 等

2 建築物の所有者等への通知の方法

建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する

3 業務の実施状況の把握方法

実施報告書の確認を行う。

ポイント

「委託はなし。」と書かれても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。

また、作業員の一部が、協力会社から参加する場合は委託ではありません。

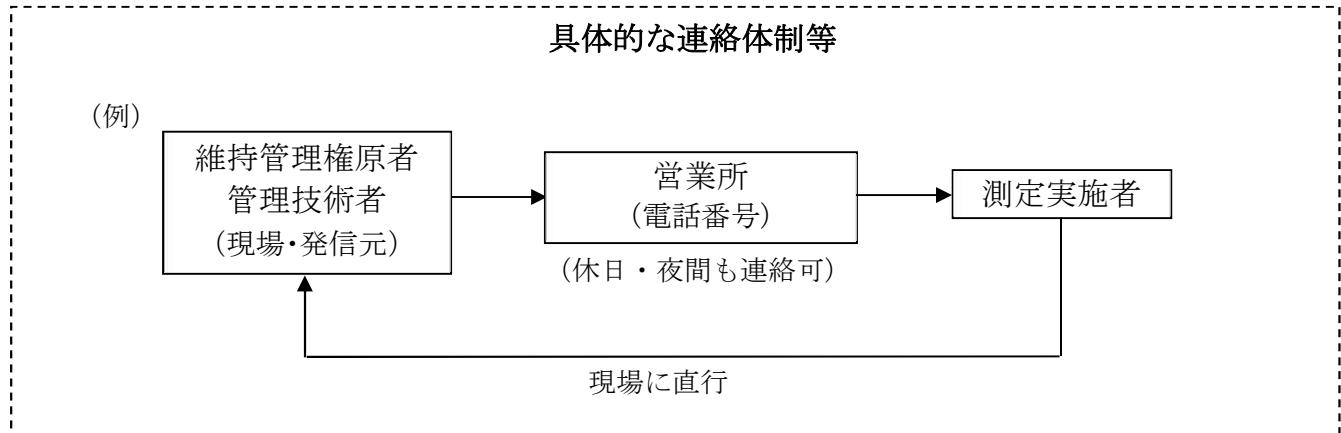
2について：1 の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について：委託を受ける者も、告示第 117 号第二の一から三に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎（告示第 117 号 第二の五）

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。

最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平日と休日・夜間で連絡先が異なる場合は、その連絡先もご記載ください。

立入検査の内容

1 機械器具の整備・維持管理状況

登録に必要な機械器具について、型番の確認及び機器により動作確認をする場合がありますので、検査当日は原則全台数を御用意ください。

(注) 検知管を使用する場合は、使用期限を確認します。

2 帳簿書類の整備状況

機器管理台帳*、空気環境測定結果報告書、粉じん計の較正票（原本）

(注) *印のある書類は、健康安全研究センターのホームページに様式例を掲載しておりますので、御参照ください。

https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/youshikirei/

★ 検査に際してのお願い

検査当日は、資格者（空気環境測定実施者）のうち、1名は必ず立ち会うようにしてください。

事業登録の表示

登録を受けた営業所は、登録業者である旨の表示を行うことができますが、登録を受けて法に定める表示または類似する表示を行うことはできません。

事業登録の表示を行う場合は、次のことにご注意ください。

(登録の表示)

良い例　　登録建築物空気環境測定業、東京都〇〇空第〇〇〇号

悪い例　　東京都知事認可空気環境測定業、東京都知事指定業者　など

関係機関

事項	実施機関	所在地	電話
実施者講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	千代田区大手町1-6-1 大手町ビル7階743区	03(3214)4624
同 再講習会			

相談・申請窓口

受付時間：相談 平日9時～17時
申請 平日9時～16時

名称	所在地	電話
東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課 建築物衛生担当	新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階	03(5937)1058 (ダイヤル)